

福島労発総0923第2号
令和2年9月23日

各市町村の長 殿
各団体の長 殿

福島労働局長



令和2年度労働保険適用促進強化期間における
広報紙（誌）等への原稿掲載依頼について

労働保険事業の推進につきましては、日頃から格段のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」により、労働者を雇用した日から労働保険（労災保険と雇用保険の総称）への加入が義務付けられており、当局では未手続事業の解消に向け、様々な機会をとらえて周知広報に努めているところで

す。しかしながら、労働者を雇用しているにもかかわらず労働保険への加入手続をしていない事業主が未だに散見される状況にあり、パートやアルバイトのみの雇用で正社員以外は適用されないと思っていた等、事業主が誤った認識を持っているケースが少なくありません。

未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉向上等の観点から極めて重要であることを踏まえ、厚生労働省においては「未手続事業の一扫」を年間通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開しているところで

す。つきましては、誠に恐縮ではありますが、対象事業主へ労働保険制度のより一層の理解周知を図るため、貴官公庁・団体発行の広報紙（誌）に、別紙原稿を掲載していただきますようお願い申し上げます。

担当：総務部労働保険徴収室

適用第二係 白井

電話：024-536-4607（内線571）

事業主の皆さん、労働保険の加入手続はお済みですか。

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室(TEL 024-536-4607)又は最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。